

# COTOHA Voice Insight 用通話録音装置利用規約

## 第1章 総則

### 第1条 規約の制定目的

当社は契約者に COTOHA Voice Insight 用通話録音装置（以下「本機器」といいます。）を提供するための条件として、COTOHA Voice Insight 用通話録音装置利用規約（別紙、料金表を含みます。以下「本規約」といいます。）を定めます。

### 第2条 本規約の変更

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

### 第3条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

用語	用語の意味
COTOHA Voice Insight サービス	音声ファイルを入力することにより、音声認識結果であるテキストを出力するサービス。

## 第2章 契約

### 第4条 提供地域および提供範囲

提供地域は、日本国内とします。

2 契約者は、理由の如何を問わず、日本国外にて本機器の提供を受けることはできません。

### 第5条 提供条件

本機器は、COTOHA Voice Insight サービスの契約者のみを対象として提供します。

### 第6条 申込みと承諾

本機器の利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとします。

2 当社が申込みに対して承諾した時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。

3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

(1) 本機器の提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき

(2) 本機器の申込者が、本機器又は工事費の料金又は手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき

(3) 本機器の申込者が、本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき

(4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき

(5) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき

4 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第 2 項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

5 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

## 第 7 条 契約内容の変更

契約者は、第 6 条の申込内容に変更があるときは、当社所定の方法により直ちに当社に通知するものとします。

## 第 8 条 契約者の地位の承継

相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

## 第 9 条 権利義務の譲渡等

契約者は、本契約上の権利もしくは義務の全部または一部を第三者に譲渡もしくは貸与し又は担保に供してはならないものとします。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

## 第 10 条 当社が行う本契約の解約

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

(1) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本機器の料金又は手続に関する費用等その他の債務を支払わないとき

(2) 契約者が第 6 条（申込みと承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき

(3) 本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき

(4) 第 20 条（契約者の義務）第 1 項(5)に該当し又は該当するおそれがあると当社が判断したとき

(5) 契約者又はその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、又は反社会的

勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき

(6) 契約者が自ら又は反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。

(1) 緊急又はやむを得ない場合

(2) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始若しくは破産申し立てをしたとき

(3) 手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押又は滞納処分を受けたとき

(4) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき

(5) 前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき

## **第 11 条 本機器の納入、設置工事および引き渡し等**

本機器の引き渡しについては当社の責任で実施します。

2 本機器の引き渡しは、契約者の指定する場所に当社の指定するベンダーが設置を行うことにより実施します。なお、本機器の設置については契約者自ら行うことができます。

3 契約者が本機器の設置を確認したことにより引き渡しが完了されたものとします。なお、契約者自ら本機器の設置を行った場合には当社が本機器を契約者に納入した時点で引き渡しが完了したものとします。

4 契約者による本機器の料金と工事費の支払を当社が確認した時点で、本機器の所有権は当社から契約者に移るものとします。なお、契約者自ら本機器の設置を行った場合には、本機器の料金の支払を当社が確認した時点で本機器の所有権は当社から契約者に移るものとします。

## **第 12 条 非保証**

本条第 3 項に定める場合を除き、本機器の修理、交換、保守等については、当社は一切その責を負わないものとします。

2 本機器は、COTOHA Voice Insight をご利用のお客様に対して販売され、COTOHA Voice Insight サービス利用を前提とするものであり、他社が提供するサービスでの利用可否その他動作等については一切保証いたしません。

3 契約者が本機器に関する瑕疵もしくは数量不足等を発見したとき、契約者が本機器の引き渡しを受けた後 1 週間以内に契約者からの通知が当社に到達しなかった場合は、本機器は瑕疵および不足なく契約者に引き渡されたものとみなし、当社は以降の責任を負いません。

## **第 13 条 保守**

本機器の利用にあたって、契約者は当社が指定するベンダーの保守サービスを当社指定の方法により当

社に申し込む必要があります。

2 契約者は当社に保守サービスを申し込むにあたり、個別に提示する料金表に定める保守パッケージ費用を支払う必要があります。

3 本機器の保守は、当社が指定するベンダーが行い、契約者は保守が必要な場合に当社指定のベンダーに連絡するものとします。

4 契約者が保守サービスを申し込まない場合、本機器の申込み及び利用はできません。

## 第3章 料金等

### 第14条 料金

本機器の料金は、個別に提示する料金表に定めるところによります。

### 第15条 料金の支払義務

契約者は、料金表に規定する本機器の料金の支払を要します。ただし、工事の着手前に契約の解約、工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその本機器の料金が支払われている場合は、当社はこれを返還します。

2 契約者が利用料金の支払を不法に免れた場合、当社はその免れた額のほか、免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として請求できるものとします。

### 第16条 工事費の支払義務

契約者は、個別に提示する料金表に規定する工事費の支払を要します。ただし、契約者みずから本機器の設置を行った場合、工事の着手前に契約の解約、工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われている場合は、当社はこれを返還します。

2 工事の着手後完了前に契約の解約があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者はその工事に関して解約等があったときまでに着手した工事の部分についてそれに要した費用の支払を要します。

### 第17条 延滞利息

当社は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。

### 第18条 責任の制限

当社は、本機器の利用および故障に起因して契約者又は第三者に生じたいかなる損害についても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き責任を負いません。

## 第4章 雑則

### 第19条 免責

当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本機器の利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任も負担させないものとします。

2 当社は、本機器の利用により生じる結果について、契約者に対し、本機器の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、責任も負わないものとします。

3 当社は、本規約の変更等により契約者が本機器を利用するにあたり本機器の改造又は変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

4 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

### 第20条 契約者の義務

契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
- (2) 第三者になりすまして本機器を利用する行為をしないこと
- (3) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
- (4) 利用申込みの際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること
- (5) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
- (6) 本機器に添付されているプログラムの全部及び一部を複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと
- (7) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと
- (8) 本機器の一部又は全部を、直接又は間接を問わず、単体若しくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制若しくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと
- (9) 前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと

2 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

3 契約者が本条の規定に違反して当社の業務遂行に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当

社が判断した場合、必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。

4 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。

## 第 21 条 契約者に対する通知

契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします

(2) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします

(3) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします

## 第 22 条 個人情報の取扱い

当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定める「プライバシーポリシー」(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) によります。

## 第 23 条 第三者への委託

契約者は、当社が本機器を提供するのに必要な範囲で、当社の業務の全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

2 当社は、前項に基づき、当社が業務を委託した場合の委託先の選任及び監督について、第 18 条（責任の制限）に定める範囲で責任を負うものとします。

## 第 24 条 管轄裁判所

契約者と当社との間で本規約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第 25 条 分離可能性

本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効又は法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

## 第 26 条 準拠法

本規約の解釈および適用に関する準拠法は日本法とします。

附則（令和2年8月28日 APS1サ第00683579号）

（実施期日）

この規約は、令和2年9月1日から実施します。

附則（令和3年5月25日 A P S企第00787261号）

この改正規定は、令和3年6月1日から実施します。